



2024年8月8日

各位

会社名 株式会社 大本組
代表者名 代表取締役社長 三宅 啓一
(コード: 1793 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務部長 富岡 宣雅
(TEL. 086-225-5131)

当社従業員を対象としたインセンティブ・プラン導入に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年8月29日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 210,000株
(3) 処分価額	1株につき2,173円
(4) 処分総額	456,330,000円
(5) 処分子定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2024年5月14日開催の取締役会ならびに本日開催の取締役会において、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

E S O P信託の概要については、2024年5月14日付で公表いたしました「当社従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」および本日付で公表いたしました「当社従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数15,397,140株に対し1.36%（小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数142,795個に対する割合1.47%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2024年8月26日（予定）
信託の期間	2024年8月26日～2028年1月31日（予定）
制度開始日	2024年8月26日（予定）
議決権行使	信託管理人の指図に従い、議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前々営業日までの直前1か月間（2024年7月8日から2024年8月6日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値平均である2,173円（円未満切捨て）としております。これは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動などの特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、処分価額2,173円については、取締役会決議日の前々営業日の終値1,982円に対して109.64%を乗じた額であり、取締役会決議日の前々営業日から遡る直近3か月間の終値平均2,301円（円未満切捨て）に対して94.44%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,431円（円未満切捨て）に対して89.39%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。なお、当該取締役会決議日の前営業日（2024年8月7日）に当社株式の売買取引がなかったため、上記の当該取締役会決議日の直前の当社株式の終値の平均は、いずれも当該取締役会決議日の前々営業日（2024年8月6日）までを対象期間として算出しております。また、当該取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値には、当該取締役会決議日の前々営業日（2024年8月6日）の終値を用いております。

上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3名で構成、うち2名が社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上